

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市林地区土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下川東水路地区）を行うことについて平成23年1月5日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成23年1月21日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成23年1月14日

香川県知事 浜 田 恵 造